

離婚・離婚協議中の方へ

*** 羽生市が支援できる制度 *****児童手当・子ども医療費の受給者変更**

- ・離婚、離婚協議中などにより別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。（子ども医療費も同様。）
- ・受給者変更の手続の詳細は、羽生市子育て支援課（公務員の場合、児童手当については勤務先）に確認してください。

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、羽生市子育て支援課に確認してください。

養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付事業

- ・養育費に関する公正証書等（強制執行認諾条項付）の作成にかかる本人負担費用を補助するものです。（上限3万円）
- ・対象者は、羽生市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件をすべて満たす方。
 - ①養育費の取り決めに係る経費を負担した方。
 - ②養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
 - ③養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の方）を現に監護している方
 - ④過去に養育費に関する公正証書等作成費補助金を受給していない方

【問い合わせ先】 羽生市 子育て支援課 子育て支援係 電話：048-561-1121

法律相談（弁護士）窓口

- ・離婚、調停、損害賠償の請求等についてお悩みがある方について、無料の法律相談を実施しています。家族関係や別居中の生活で困っていることなどについて弁護士に相談することができます。 **※要予約**
- 【相談場所】 市役所消費生活センター
- 【相談日時】 毎月第2・3・4木曜日。午後1時から4時50分。
- 【問い合わせ先】 羽生市市民生活課 電話：048-561-1121

DV（配偶者からの暴力）被害があるとき

- ・DVの悩みや辛さなどの相談ができます。 **※要予約**
- 【相談場所】 羽生市女性センター（パープル羽生）
- 【相談日時】 毎月第1・2・4水曜日、第3水曜日の属する週の土曜日 午後1時～4時
- 【問い合わせ先】 羽生市女性センター（パープル羽生） 電話：048-561-1681

※その他、別居・離婚を考えている方へ関わる案内等は、裏面をご覧ください。
（法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります）

* 別居・離婚を考えている皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



〈養育費に関する裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する裁判所のHP〉 →



(問い合わせ先)

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



- ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →



※離婚・離婚協議中の方へ「羽生市が支援できる制度」に関わる案内等は、裏面をご覧ください。